

県立相模原公園ドッグラン
運営団体募集要項

令和6年3月

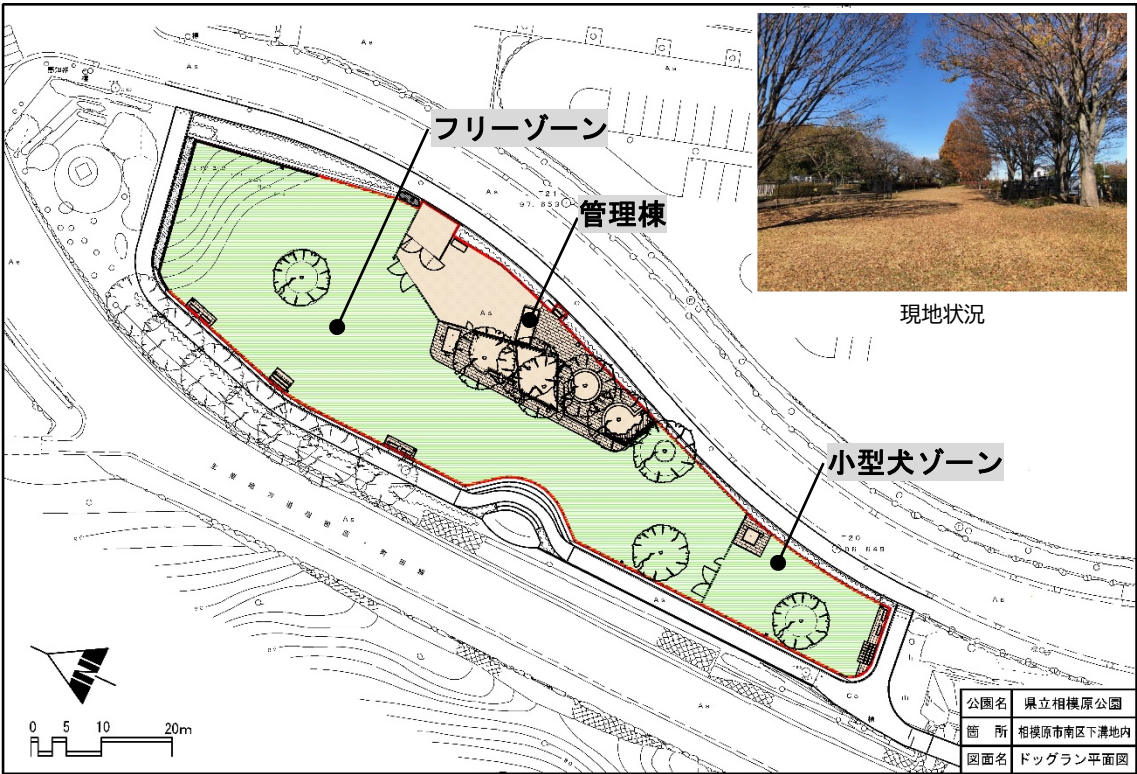
神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター

目 次

1	施設の理念	1
2	施設の概要等	1
3	運営の原則	3
4	運営団体の主な活動内容	3
5	運営期間	4
6	運営に要する経費	4
7	申請資格等	4
8	申請の手続き	4
9	申請のための書類	5
10	選定方法等	6
11	覚書の締結等	7
12	問合せ先	7



相模原公園平面図



ドッグラン平面図

3 運営の原則

相模原公園ドッグランは、県及び指定管理者と「運営管理に関する覚書」を締結した団体が自主的な運営を行うものとします。

また、ドッグランの利用は、運営団体が定めた規則等を順守することに同意した登録会員による利用を原則とし、利用料金は無料とします。

4 運営団体の主な活動内容

ドッグラン運営団体の活動として想定している内容は以下のとおりですが、運営の実施にあたっては、運営団体と県及び指定管理者の三者で運営内容について協議を行います。

(1) 実施計画書の作成

各年度開始前に運営に関する実施計画書を作成し、県及び指定管理者に提出

項目例

組織体制…入退会の方法や活動内容、組織体制などを定めた会則・規約等

人員配置、人材育成、人材確保、他団体等との協力体制など

運営方法…開場日時、新規会員登録や更新方法、個人情報保護体制、利用規則

利用受付（入場）方法、マナー啓発、予算計画、連絡体制など

管理方法…清掃や点検の体制、施錠方法、事故・トラブル発生時の対応方法など

(2) 実績報告書の作成

各年度終了後、速やかに活動実績をまとめた報告書を作成し、県及び指定管理者に提出

項目例

開場日や利用者登録状況、利用状況などの実績報告、決算報告、その他実施計画書

に記載した活動に関する実績概要など

(3) 会員の登録、更新等

新規会員登録希望者への説明及び新規会員登録、更新、退会等の手続きの実施、会員情報の管理など

(4) マナー啓発

犬のしつけ、飼い主のマナー向上などの啓発活動

(5) 情報発信、情報提供

会員に向けた情報発信、利用促進のための会員以外への情報提供など

(6) 清掃、点検

犬の糞やゴミ、落枝等の危険物の片付け、ドッグラン各施設の点検

(7) 事故発生時等の対応

咬傷事故などが発生した場合の緊急対応及び報告、その他運営に関する苦情・要望等への対応など

(8) その他連絡調整

県及び指定管理者との連絡、調整

【参考】県及び指定管理者の役割分担

神奈川県…柵や舗装、ベンチ等の新規整備や更新など

指定管理者…高木の剪定、低木の刈込、草刈、小規模な施設修繕

施設点検、清掃、光熱水費の支払い、会議室の貸し出しなど

5 運営期間

令和6年7月頃から令和9年3月31日まで

※運営開始日は、運営団体決定後、県及び指定管理者との三者による協議で決定するものとします。

※運営期間は、現在の指定管理者の指定管理期間と同一としています。

※運営期間中、運営を継続することが適当でないと認められるときは、施設の利用中止をする場合があります。

6 運営に要する経費

ドッグランの運営に必要な経費については、原則として県及び指定管理者は負担しません。また、施設の使用料は無料です。

7 申請資格等

(1) 申請資格

ア 法人その他の団体又はそれらのグループ（以下「団体等」という）であること。

※法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。

イ ドッグランの運営に関する知識もしくは経験を有していること。

ウ 公共施設であることを十分に理解し、安全かつ円滑な運営、利用者に対して公平なサービス提供ができること。

エ 県及び指定管理者と協力し、自主的な運営管理ができること。

オ 次の事項に該当する団体等でないこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている法人

(イ) 神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札に関して指名停止を受けている法人

(ウ) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続をしている法人

(エ) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない法人等

(オ) 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団

(カ) 神奈川県暴力団排除条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等

(2) 留意事項

ア 複数の法人その他の団体がグループで申請する場合は、代表する法人又は団体を定めてください。

8 申請の手続き

(1) 申請書類の提出

申請書及びその他の書類を一式の書類として提出してください。

ア 受付期間：令和6年3月19日（火）から令和6年4月30日（火）まで

※ 受付期間最終日の午後5時15分まで(必着)

イ 受付方法：以下の提出先に郵送又は信書便で送付するか持参してください。

※ 持参する場合

土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで
及び午後1時から午後5時15分まで

ウ 提出先：〒252-0157 神奈川県相模原市緑区中野 937-2

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター 工務課公園班

(2) 現地見学会の開催

施設の状況を確認したい方のため、現地見学会を次のとおり開催します。

ア 開催日時：令和6年4月10日（水）10時から

イ 集合場所：県立相模原公園 研修室（公園管理事務所の隣）

ウ 申込方法：希望する場合は、4月5日（金）までに団体等の名称、担当者氏名、連絡先を【12問合せ先】にメール又はファクシミリによりご連絡ください。なお、参加人数は団体等ごとに2名程度までとします。

エ 留意事項：現地見学会は希望制です。参加、不参加は審査には影響しません。申込者がいない場合には見学会は開催しませんので、予めご承知おきください。

(3) 質問の受付

申請にあたっての質問は、次のとおり受け付けます。

ア 受付期間：令和6年3月19日（火）8時30分から

令和6年4月19日（金）17時15分まで

イ 受付方法：質問票（様式第3号）に必要事項を記入し、【12問合せ先】にメール、又はファクシミリで送付してください。

ウ 回答方法：原則として全ての質問事項に対する回答について、順次、次の場所に掲載しますので、ご確認ください。

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センターのホームページ

「相模原公園ドッグラン運営団体の募集について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7t/dr.html>



(4) 申請にかかる費用

郵送等の申請にかかる費用は、申請する団体等の負担とします。

9 申請のための書類

(1) 申請書類

ア ドッグラン運営団体申請書（様式第1号）

イ 団体概要書（様式第2号）

(2) 申請書類の提出部数

ア 書 面：正本1部、副本2部

※正本をカラーで作成した場合には副本もカラーとしてください。

イ 電子データ：電子媒体（CD-RまたはDVD-R）1枚

※電子データはPDF形式としてください。

(3) 留意事項

ア 申請書類の追加・内容の変更

受付期間終了後は、申請書類の追加、提出した申請書類の変更はできません。ただし、県が申請内容を確認するため、追加資料の提出を求めることがあります。

イ 申請書類の取扱い

申請書類は返却しません。

ウ 著作権の帰属等

申請書類の著作権は、申請の団体等に帰属します。ただし、県は、申請書類を無償で使用できるものとします。なお、申請書類は、神奈川県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象文書となります。

エ 申請の辞退

申請書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

オ 申請書類の使用言語

申請書類の作成にあたっては、日本語及びメートル法を使用してください。

カ 虚偽の記載をした場合の取扱い

申請書類に虚偽の記載があったことが判明した場合は選外とし、運営団体として選定しません。

10 選定方法等

(1) 選定委員会の設置

運営団体の候補を適正に選定するために選定委員会を設置します。

(2) 選定基準

運営団体の候補を審査する際の主な評価項目、評価の視点は以下のとおりです。

評価項目	評価の視点
取組姿勢について	・ドッグラン運営への取組み姿勢が適切で、意欲や熱意があるか
運営団体について	・ドッグランを継続的、安定的に運営できるか ・ドッグランを運営するのに必要な知識や経験を有しているか
ドッグランの運営について	・ドッグランを運営する組織として適切な体制が確保できるか ・ドッグランを安全に安心して利用できる運営内容か ・ドッグランを清潔に危険なく利用できる管理内容か ・公共施設であることを理解し、利用者に対して公平なサービスの提供ができるか

(3) 面接

申請内容の確認等のため、面接を行います。

ア 実施日：令和6年5月15日（水）

イ 実施場所：神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター

ウ 留意事項：時間、場所の詳細は、申請の締め切り後に個別に連絡します。

(3) 選定方法

選定委員会において、申請書類及び面接内容を総合的に審査して運営団体の候補を選定し、最終的に神奈川県が決定します。

(4) 結果通知、公表

ア 結果通知：決定した運営団体あてに決定通知を送付します。

イ 通知の時期：令和6年5月末頃を予定

ウ 結果の公表：以下のホームページで決定した運営団体を公表します。

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センターのホームページ
「相模原公園ドッグラン運営団体の募集について」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7t/dr.html>



11 覚書の締結等

ドッグラン運営団体の決定後、以下の作業等を行う予定です。

(1) 運営準備

運営開始に向け、運営団体と県及び指定管理者の三者で運営内容の細目等について協議を行います。申請書類で提案された内容は、この協議により実施の可否を決定します。

(2) 覚書の締結

運営団体と県及び指定管理者の三者で「ドッグランの運営管理に関する覚書」を締結します。締結時期は、令和6年6月頃を予定しています。

(3) 実施計画書の作成

覚書や協議内容を踏まえ、運営団体は運営開始前に実施計画書を作成し、県及び指定管理者に提出します。

運営開始時期は、令和6年7月を予定していますが、県及び指定管理者との三者による協議で決定するものとします。

12 問合せ先

住 所	〒252-0157 相模原市緑区中野 937-2（津久井合同庁舎2階）
担当部署	神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター 工務課公園班
電話番号	042-784-1111（代表）
ファクシミリ番号	042-784-7696
メールアドレス	atudotu.1917.komu@pref.kanagawa.lg.jp

(様式第1号・県立相模原公園ドッグラン運営団体募集)

ドッグラン運営団体申請書

令和 年 月 日

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター所長

(団体等の所在地)

(団体等の名称)

(代表者の氏名)

「県立相模原公園ドッグラン運営団体募集要項」に基づき、次のとおり申し込みます。

団体等名		
グループ 申請 の場合	代表団体名	
	構成団体名	・ ・ ・
団体等所在地		
代表者氏名		
担当者		(部署・役職) (氏名)
電話番号		
FAX番号		
電子メールアドレス		

ドッグラン運営提案書

県立相模原公園ドッグランの運営について、貴団体の考えを以下の項目に沿ってご提案ください。枠内に収まらない場合は、枠を広げたり、別紙を添付したりしてください。

①ドッグラン運営に向けた抱負

貴団体がドッグランを運営するにあたっての基本的な考え方や提案の特徴、抱負などを記載してください。

②ドッグラン運営実績

貴団体もしくは貴団体に所属する個人について、ドッグラン運営の経験や実績があれば、その内容を記載してください。

③ドッグラン運営に関する実施計画（組織体制）

ドッグランの運営を行う組織体制（会則や組織体制、人員配置、人材育成、人材確保など）について記載してください。

④ドッグラン運営に関する実施計画（運営方法）

ドッグランの運営方法（開場予定日や会員登録、利用受付（入場）方法、利用規則など）について記載してください。

⑤ドッグラン運営に関する実施計画（管理方法）

ドッグランの管理方法（清掃や点検、事故や苦情対応など）について記載してください。

⑥その他

その他必要と思われることがありましたら記載してください。

団体概要書

1 基本情報

団体等名		
グループ申請の場合	代表団体名	
	構成団体名	・ ・ ・

2 各団体等の情報 (グループ申請の場合、構成団体ごとに作成してください)

団体等名		
代表者氏名		
団体等所在地		
連絡先	電話番号	
	電子メールアドレス	
設立(活動開始)年月日	年	月 日
構成員数	名	
設立(活動)目的		
主な活動内容、実績 今後の活動予定など		
添付書類 (会則や規約、定款、パンフレットなど団体の概要や活動内容が分かる資料があれば、右欄に項目名を記載し、当該書類を添付)		

※枠内に収まらない場合は、複数ページとして構いません

(様式第3号・県立相模原公園ドッグラン運営団体募集)

質 問 票

令和 年 月 日

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター所長

(団体等の所在地)

(団体等の名称)

(代表者の氏名)

質 問 者	
団体等名	
担 当 者	(部署・役職) (氏名)
電話番号	
電子メールアドレス	

質問項目	質問内容